

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年6月21日(2012.6.21)

【公表番号】特表2011-519302(P2011-519302A)

【公表日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-027

【出願番号】特願2011-507467(P2011-507467)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/38 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/38

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月27日(2012.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

関節の第1の部材に取り付けられるように構成される第1の取り付け構造と、前記関節の第2の部材に取り付けられるように構成される第2の取り付け構造と、前記第1の取り付け構造および前記第2の取り付け構造に取り付けられる調整可能なエネルギー吸収装置と、を備え、前記エネルギー吸収装置を調整すると、前記エネルギー吸収装置が対処できる負荷の量が変更される

前記関節を画定する部材に伝達されるエネルギーを操作するための埋め込み型システム。

【請求項2】

前記関節が変形性関節症に侵された膝関節であり、前記膝関節の骨がその運動の経路をたどる間に可変量のエネルギーの吸収が発生する、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記調整可能なエネルギー吸収装置が二重バネ装置である、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記調整可能なエネルギー吸収装置が単一バネ装置である、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記調整可能なエネルギー吸収装置が、アーバーシャフト、および前記アーバーシャフトに摺動自在に取り付けられるカラーを含み、前記カラーが、前記アーバーシャフト上の位置に固定するように構成される、請求項1に記載のシステム。

前記調整可能なエネルギー吸収装置が、アーバーシャフトの管腔の中で摺動するピ

ストンシャフトを含む、

請求項5に記載のシステム。

【請求項7】

関節の第1の骨に取り付けられるように構成される第1の取り付け構造と、
前記関節の第2の骨に取り付けられるように構成される第2の取り付け構造と、
前記第1の取り付け構造および前記第2の取り付け構造に取り付けられる調整可能なエネルギー吸収装置と、を備え、
前記エネルギー吸収装置を調整すると、移動中に前記関節が経験する負荷を、エネルギー吸収装置が吸収する屈曲角度の範囲が変更する、
ことを特徴とする前記関節を画定する骨によって伝達されるエネルギーを操作するための埋め込み型システム。

【請求項8】

関節の第1の部材に取り付けられるように構成される第1の取り付け構造と、
前記関節の第2の部材に取り付けられるように構成される第2の取り付け構造と、
前記第1の取り付け構造および前記第2の取り付け構造に取り付けられる調整可能なエネルギー吸収装置であって、機械加工されたバネを含む調整可能なエネルギー吸収装置と、を備えている、
ことを特徴とする前記関節を画定する部材によって伝達されるエネルギーを操作するための埋め込み型システム。

【請求項9】

前記機械加工されたバネが、その圧縮の関数として様々な程度の力を受ける、
請求項8に記載のシステム。

【請求項10】

前記機械加工されたバネが、前記関節の前記第1のおよび前記第2の部材の移動の関数として可変力を受ける、
請求項8に記載のシステム。